

2025 年 5 月 13 日

「犯収法」の理解促進のための動画を制作しました

「不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会」（事務局：（公財）不動産流通推進センター）は、犯罪収益移転防止法（以下、犯収法）に基づく不動産売買取引時の本人確認手続や、疑わしい取引の届出に関する実務対応の理解促進を目的として、国土交通省不動産業課監修の下、全 3 部構成の教育動画（※注 1）を制作しました。

▶ 第 1 部：制度の背景と宅建業者に課される義務（約 13 分）

犯収法に基づく本人確認の意義を、民法・宅建業法の観点と併せて解説。犯収法の制度的背景や国際的な動向（FATF 勧告）を紹介し、宅建業者に求められる確認・記録・届出の三大義務と、それを支える体制整備について説明します。

▶ 第 2 部：本人確認手続の実務（約 20 分）

自然人および法人に対する本人確認の手続方法を、対面・非対面の区別や確認書類の種別ごとに解説。加えて、近年需要の高まるオンライン完結型の本人確認手続についても紹介し、実務担当者が即座に対応できるよう、体系的に整理しています。

▶ 第 3 部：記録保存と疑わしい取引の届出（約 12 分）

確認・取引記録の作成および 7 年間の保存義務に加え、疑わしい取引に該当する場合の届出手続について具体的に解説。届出件数が少ない現状を踏まえ、判断のポイントや注意点を示すとともに、「犯収法ハンドブック」等の活用方法を紹介しています。

本動画は、連絡協議会の所属団体を通じて広く宅建業者の皆さまに周知されることを目的としており、犯収法対応の実務力向上に資する内容です。

本動画は、5 月下旬に公開することとしています。

動画内で紹介したハンドブックや参考様式は、当センターのホームページより無償で閲覧・ダウンロード可能（※注 2）です。日々の業務や社内研修にご活用ください。

本件に対する問い合わせ先：

不動産流通センター研究所

担当：古川、奥田 TEL：03-5843-2065

不動産流通推進センターホームページ

<https://www.retpc.jp/>

＜ニュースリリース問い合わせ先＞

公益財団法人 不動産流通推進センター
事業推進室 TEL：03-5843-2075

※ 注1：動画タイトル画面

犯罪収益移転防止法に基づく本人 確認手続き、疑わしい取引の届出に 関する基礎講座



※ 注2：犯収法ガイドブック・参考様式 ダウンロードページ

<https://www.retpc.jp/shien/maneron/>

